

令和6年度 第8回江津市農業委員会総会

日時：令和6年11月20日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第6 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳

5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子

9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（8名）

野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、野田英夫、湯浅憲昭、
井上清澄、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和6年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくをお願いします。

会長 皆さん、おはようございます。急激に寒くなりましたので、体調管理に気を

付けるようお願いします。また、今月のはじめには、江の川の氾濫がありました。過去には、10月に浸水した記憶はありますが、11月の水害というのは初めてだと思っており、予測不能の異常な天気が慣例となってきました。おかしい気候が続いており、今週末くらいから、ふたたび天候が崩れるということが予測されているますので気を付けていただきたいと思います。さて、11月13日に岡山県の吉備中央町から農業委員会の委員、事務局を含めて14名が、私ども江津市へ視察に来られました。当方は委員、事務局、農林水産課の担当職員をあわせて10名で対応させていただいたところでありました。本日皆様のテーブルに視察に来られた吉備中央町の皆様からのお土産を置いておりますので、どうぞお召し上がりください。視察対応においては、農林水産課の堀江係長から、これまでの江津市の地域計画の策定の取り組み、計画告示までの流れ、今後のフォローアップ等の説明をしていただきました。そのあとに、委員からも、地域の活動状況について説明を行い、意見交換をさせていただいたところです。その中で、岡山県吉備中央町農業委員会からは、中山間地域等直接支払い協定を中心とした計画策定のモデル地区の進捗状況の報告があり、地域を取り巻く情勢としては、後継者の不在、担い手の不足、鳥獣害被害の被害、加えて、畦畔・法面の草刈り等の人手不足などなど非常に江津市と似通った課題をかかえておられるという報告をいただいたところです。今年中の地域計画の公告に向けて推進をすすめておられるとのことでした。私どもの農業委員会は、7月に計画策定を行い、公告を行いました。ご存じのとおり、それに伴って、農地の貸借の手続きが変更されております。耕作者と農地所有者による相対での利用権設定が廃止されたのをはじめ、地域計画の策定区域においては、農地中間管理事業を用いての貸借契約を重点的に行うことになっています。先日も、中間管理事業活用案件で、担当地区の委員と事務局、農林水産課とでエリア別の地域会議を開催して協議をおこなったところです。一部の地域ですが、申請農地が地域計画内なのか、地域計画外なのか、農業を担う者なのか、あるいは将来の見込みはどうか、など議論が必要となってきたところでした。今回協議した内容では、諸般の事由から現時点では、さらなる資料作成や状況聴取が必要との見解から結論を保留しました。論点は、意欲のある人や若い人に、今後、どのように農地を守っていくのかという詳細なビジョン策定が重要ということでありました。今後は多くのエリアでこういう案件が出てま

いりますので、皆様と一緒に協議を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和 6 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、壱岐推進委員、平野推進委員、崎谷推進委員の 3 名が欠席と報告を受けております。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、4 番 原田委員、5 番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 3 条

《 敬川町 》

会 長 日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 にいて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。

事務局 番号は 1 番です。農地の所在は敬川町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、敬川町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●●市●●●●丁目●●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地●です。状況としましては、譲渡人が遠隔地に居住しており、耕作が難しいということで、譲受人に所有権移転し経緯営農地を拡大するということです。対価は 10a あたり●●●●円です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図 1 ページをご覧ください。左上に 9 号線と接する●●●●の●●●●があり、南側に進むと、●●の●●●●があります。そこを●●●m くらい直進すると右手に●●●●●という●●●●●があり、●●して約●●●m 進めば申請地です。敬川●●●●番●の状況は、右側は境界が溝になっており、つきあたりは水路、左側は耕作している農地でした。申請地も長期間耕作されて

おり、現在も野菜が栽培されていました。市道を挟んで敬川●●●番●は、周囲も全部畑でした。申請地は草刈りがしてありました。以上のような状況です。よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 波積町 》

会 長 　次に日程第 3、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請です。番号は 1 番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●m²です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●番地です。転用目的は、個人住宅の建築と進入用道路及び墓地です。状況としましては、現在、●●●●で背後に崖地があり危険とされている地域に居住しており、自己所有の農地を転用し、家屋および墓を建てるということでした。申請地は、3 月に農用地区域からの除外が承認済みです。墓地についても、今後転用許可が下り次第、市民課に墓地経営の申請を行う予定になっているようです。工期は許可日から令和 7 年 6 月 30 日までとなっております。以上です。

会 長 　それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 　事務局からお話がありましたように、3 月に農用地区域から除外していただいた農地です。場所は波積町の●●●●●●の下手の●●沿いです。以前は、

2 ページにある位置図の斜線部分にビニールハウスが建っていましたが、今回、家屋と車庫を建てた後方に移設して、営農活動を継続することになっております。現在の状況ですが、既に重機が手配されおり、いつでも工事に取り掛かれるように道路で待機しておりました。申請のとおり承認いただいても問題は無いのではないかと思います。それから、地図上の番地が●●●番●となっておりますが、●●●番●ですので訂正をお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

階本推進委員 　ちょっといいですか。確認ですが、最後の●●●番●ですが、●●㎡と書いてあります。これは登記上そうなっているのですか。

事務局 　申請地は、元々大きな一筆の部分だったのですが、住宅の建築及び進入路、それに加えて●●㎡というのは墓地の予定なのですが、そのために分筆をしてこの形状になっております。

階本推進委員 　現在、登記上もこの田は●●㎡になっておるといことですね。

事務局 　はい、そういうことです。

階本推進委員 　はい、わかりました。

会 長 　ほかにございませんか。

湯淺推進委員 　●●●番●と●●●番●が進入路と墓地になっていますが、地図上でみますと進入する道路が見えないのですが、どういことでしょうか。

事務局 　図面で少しわかりにくいかもしれませんが、細長くなっている先の部分が墓地、そこにつながるのが進入路となっておりますが、広くなっている所は宅地及び進入路と住宅用地を兼ねているということで理解していただければと思います。宅地から墓地に行くまでの間を進入路として転用するということです。

会 長 　ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に日程第4、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。

番号は1番です。農地の所在は都野津町●●●番●、地目は畑、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●市●●区●●●丁目●番●●号です。譲受人は、●●●●さん、●●市●●区●●●丁目●番●●一●●●号です。転用目的は、貸集合住宅の建築です。状況としましては、都野津●●町内にある農地ですが、周りは全部住宅地になっており、隣接の農地は無いようです。そこに6世帯入居可能なアパートを建築する予定だと聞いています。対価は、10aあたり●●●円、工期は許可日から令和7年8月31日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図の最後のページをみてください。国道9号線と記述のある付近の交差点が、●●●町●●●です。北側に進み●●の●●の●●●●●を直進し、突き当たった交差点を、●●し、すぐに小さい交差点を●●して●●mくらい進んだ右手が申請地です。柑橘類らしい木が何本か植えてありますが付近は草が繁茂しており、最近耕作されたというような形跡はありません。周りはずべて家が建っており、農地に影響を与えるような状況にはなっておりません。申請のとおり許可をしても問題ないのではないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

その他

会 長 次に、日程第6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がありましたらお願いします。

事務局 ございません。

会 長 その他について、皆さんのほうからなにかございますか。よろしいでしょうか。

野田推進委員 農地の転用許可として太陽光発電施設の設置がありますが、転用後に設備を設置して法面の草刈りが放置のままになっている箇所があります。許可をする時、許可後の管理という条件は付してあるのでしょうか。

事務局 転用許可の場合は、法面も含めた農地の全部の転用許可を行い、転用後の制限はしておりません。ただ、現在、江津市内には無いのですが、営農型太陽光という設置施設があり、地面から2m～3m中空に、日が入るようにして営農活動をしながらか太陽光発電施設を設置するという場合があるのですが、この場合は当然のことながら農地の管理が必要になってきますので制限がかけられるかもしれませんが、現状では、転用後の制限はできません。

野田推進委員 本件は、二宮町神村、県道沿いに太陽光が設置してありますが、太陽光の設置前には、地権者が県道沿いの法面を一生懸命に草刈りして綺麗に管理しておられましたが、設置後は法面が全然管理されてなくて、葛や雑草が県道沿いにのびてきている。そういうような状況であれば、景観が悪くなるし、このまま放置されると周辺の住民も困りますよね。なにかいい方法はないのかということです。

事務局 県道まで繁茂して出ているのであれば、道路管理者からの指摘事項になってくる可能性がありますが、転用許可している状況からすると、農業委員会からはなにか話を行うということは難しいのではないかと思います。

野田推進委員 県道と転用した太陽光発電施設の設置してある場所の間は、待避所みたいな土地があり、県道に直に接しているというわけでないのですが、雑草が繁茂して葛も伸び放題となっている景観も悪い状況です。

事務局 神村の現地は、本人さんからの貸し出しで設置したのではなく、5条転用申請で太陽光施設発電を運営する会社が農地を取得して発電施設を設置していると記憶しています。

野田推進委員 前に申請があったときの状況は覚えています。

事務局　　したがって、土地を取得して発電施設を設置した業者に、道路管理者から、景観や管理に影響を与えるようなことがあれば、指摘してもらうということになります。農業委員会からは転用した土地だけに何も言いようがない状況です。

野田推進委員　現場を一度見ていただければ状況はご理解いただけると思います。一周りは管理はきれいに管理にされてして、そこだけが、山奥みたいな感じです。県道沿いで目に付くところなので見てください。以上です。

事務局　　ただいまの件は、今後どんどん設置が増えると思われる太陽光発電施設に関する農地転用に際して、転用時に、管理要件を付すことを検討していくことが必要ではないかという意見だと理解したところですが、転用後の管理要件を付すのは難しく、農地から転用となれば、我々も指摘等は出来ないのが現状です。とはいえ、今回のようなこともあり、道路管理者等の関係機関と検討をしていく必要があるかと思えます。

会　長　　その他について、なにかございますか。よろしいでしょうか。

10 番委員　　よろしいでしょうか。総会の冒頭で会長が水害の件にふれておられました。11月に田津地区において江川の水位上昇にともなうバックウォーターで冠水することは同地域の農業委員の私も初めての出来事でした。かねてから、冠水が頻繁におこっている地区なので、市長さんや国土交通省に地域から防災に関して要望は行っているところです。今回の水害の状況ですが、私も田津で耕作をしており、朝早くから降水があるという情報もあり、耕作地には資材や電柵等いろいろと準備しておりましたので、とりかかったのですが、上流側に堤防ができて、以前よりも水位が上昇しているように感じます。堤防の未完成区域では、ずいぶん不安を抱えておられるのではないかと思います。また、農地に関してですが、川越地区では大貫側は堤防の築堤で多くの農地がなくなりました。現在残っているのは、田津地域及び下大貫の一部の地域ですが、堤防の築堤で農地がなくなれば、地域に居住する人の耕作地がなくなってしまう。そして、堤防外に残る耕作できる農地は頻繁に冠水する明らかなのです。なんとか被害防止の対処をお願いできないものかと思っています。深刻な問題ととらえていますので、農業委員会としても建議等を行って、議会や市長、県知事にも要請してはどうだろうかという気持ちでいます。よろしく申し上げます。以上です。

会　長　　新聞報道での市長の行動日程、市長のHPをみると、頻繁にこのような治水

問題で東京へ出かけて、地元選出議員や関係する各部署部局へ要請活動を行っている記事が見て取れますので、災害に関することなどを真剣に考えていただいていると思います。治水事業は、以前から市の国県事業推進係を介して国土交通省と協議していることもあり、要請に関しては、まず初めに島根県農業会議での会議や協議等でお会いする機会に、市長さん、県知事さんにおつなぎをさせていただきたいと思います。他になにかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和6年度、第8回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、12月20日水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いないように、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員